

# 平成28年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

# 事業計画

## I 基本方針

社会情勢の進展に伴い、福祉に対する住民ニーズは益々多種多様化しています。また、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来等、社会経済情勢の変化の中で、我が上野村においても高齢者、障がい者、児童のための本格的な施策の展開が急務となっています。

近年、上野村においては、高齢者の一人暮らし二人暮らし世帯が増加するとともに、介護を必要とする高齢者や障がい者、認知症の高齢者も年々増加傾向にあります。

このような状況に対応すべく、社会福祉協議会では、「福祉の拠点」として、高齢者やそのご家族が不安を抱えぬよう質の高いサービスの推進に努めています。さらに介護予防的な活動に重点をおき、利用者一人ひとりの尊厳を守りつつ、誰もが「生きがいと喜び」を持ち「安心・安全」な社会が営まれるような地域福祉の体制づくりを目指します。

高齢者や障がい者の多くが「住み慣れた地域で家族と共に暮らしたい。」という強い願望があり、この願いを実現させるため、訪問介護事業、通所介護事業、認知症対応型共同生活介護事業等を利用していただき、高齢者が在宅で生活するための支援の充実と家族介護の負担軽減を図ります。

要支援者に対する制度の改正により、平成27年度から3年以内に要支援の通所介護及び訪問介護が、予防給付事業から総合事業サービスに移行するため、対応したサービスを設置して高齢者の孤立を防止し、より良い生活環境を整えることが必要となります。

今後においては、多様化する住民ニーズに柔軟に対応し、本村の充実した福祉を実現するため、保健・医療・福祉各分野との連絡調整及び民生児童委員協議会をはじめとする関係団体との連携強化を図って参ります。

そして、上野村社会福祉協議会が民間の社会福祉法人と違い、村における福祉の最初で最後の砦として、何を果たすべきかを常に考え、村民の方々に信頼される社会福祉協議会となるよう、役職員一丸となつてつとめて参ります。

## Ⅱ 重点目標

### 1. 職員の意識改革

#### (1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底のため、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりにつとめます。

#### (2) 職員（関係者）会議の実施

利用者本位のサービスの提供や家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及び介護者に必要なサービスを常に考え、様々な職員から意見を取り入れて質のよいサービスの提供につとめます。

#### (3) 職員の資質の向上

利用者に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上につとめます。

#### (4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業しか実施していないため、今後においては、障害者福祉や児童福祉の事業の実施にもつとめます。

#### (5) 受託事業の拡大

地域住民の要望に応えるため、行政からの受託事業を拡大し、社会福祉協議会で実施すべき事業から積極的に受託します。

#### (6) 住民参加による地域福祉事業の実施

制度改革による総合事業サービスが始まるため、住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

#### (7) その他

社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施につとめます。

### 2. 社協役員の意識改革

#### (1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」

とされているため、県で行う研修会等に積極的に参加していただき理事としての意識の向上につとめる。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等により、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての意識を高めていただくようつとめていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役目です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての意識の向上につとめていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご意見やご質問をいただける会議としたい。

3. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後、益々村の福祉の発展、向上及び充実の為、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を保ちながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備、確立するための助言、協力等を得て行きます。

4. 要支援者に対する制度の改正

平成27年度から3年以内に要支援の通所介護及び訪問介護が、予防給付事業から総合事業サービスに移行することになり、現在行われている友愛訪問やサロンのほかに、各地区の自助・互助の重要性が増しています。また、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ゴミ捨てや掃除などを援助するボランティア団体の設置も検討していく必要がある。

5. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に知っていただくため、各地域に向き「地域福祉活動」を行う。(サロン事業)